

社会福祉法人交野市社会福祉協議会
小地域ネットワーク活動に関するボランティア活動証明書交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交野市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が、校区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動に関するボランティア活動をした者から申請があった場合に交付するボランティア活動証明書(様式第1号、以下「証明書」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明できる活動)

第2条 社協が証明できる小地域ネットワーク活動に関するボランティア活動は、社協定款第35条第2項の規定に基づき設置された校区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動に関するボランティアに限る。

(申請の手続き)

第3条 申請者は、ボランティア活動証明書交付申請書(様式第2号、以下「申請書」という。)により、最終活動日から起算して1か月以内に社協会長に申請する。

2 申請にあたり、申請書に活動先の校区福祉委員会の委員長の署名を要する。

3 申請内容に不備や誤りがない場合は、社協会長は証明書を申請者に交付する。

(交付費用)

第4条 証明書の交付にかかる費用は無料とする。

(再交付)

第5条 証明書の再交付は行わない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和6年8月1日から施行する